

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	行田市住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行田市は、行田市住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

埼玉県行田市長

公表日

令和6年9月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	行田市住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金に関する事務
②事務の概要	行田市は、令和6年度に新たに住民税均等割が非課税となる世帯に対し、行田市住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金を支給する。また、給付対象世帯に18歳以下の子どもがいる場合は、子ども加算を給付する。 対象者の抽出に当たり、令和6年度の課税情報を把握していない者について、個人番号を利用した情報連携により情報照会を行うことで、対象者の把握を行う。 (支給対象者: 以下の全てを満たす世帯) ①令和6年6月3日時点で行田市に住民登録がある世帯 ②世帯全員の令和6年度住民税が非課税の世帯 ③世帯全員が、住民税が課税されている方の扶養になっていない世帯 ④令和5年度の価格高騰重点支援給付金(7万円・8万円)の対象となっていない世帯
③システムの名称	・団体内統合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
行田市住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」)第9条第1項、別表の135 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付(令和6年デジタル庁告示第5号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第162条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報(令和6年デジタル庁、総務省告示第8号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市総務部総務課 電話048-556-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市健康福祉部福祉課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月4日	I-②事務の概要	基準日(令和5年6月1日)において世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯等に対し	基準日において世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯に対し	事後	
令和6年1月4日	I-②事務の概要		(支給対象者) (1)令和5年6月1日において、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯 (2)令和5年12月1日において、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯	事後	
令和6年1月4日	II-1対象人数	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和6年1月4日	II-2取扱者数	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和6年2月1日	I-②事務の概要		(3)上記給付対象者と令和5年12月1日において、同一世帯となっている18歳以下の児童	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月22日	I-1-②事務の概要	<p>行田市は、基準日において世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯に対し、行田市住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金を支給する。</p> <p>対象者の抽出にあたり、令和5年度の課税情報を把握していない者について、個人番号を利用した情報連携により情報照会を行うことで、対象者の把握を行う。</p> <p>なお、本給付金は「特定公的給付」に指定(令和5年デジタル庁告示第11号)されており、給付金事務において個人番号を利用した管理や地方税関係情報等を取り扱うことが可能となっている。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>(1) 令和5年6月1日において、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯</p> <p>(2) 令和5年12月1日において、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯</p> <p>(3) 上記給付対象者と令和5年12月1日において、同一世帯となっている18歳以下の児童</p>	<p>行田市は、令和6年度に新たに住民税均等割が非課税となる世帯に対し、行田市住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金を支給する。また、給付対象世帯に18歳以下の子どもがいる場合は、子ども加算を給付する。</p> <p>対象者の抽出にあたり、令和6年度の課税情報を把握していない者について、個人番号を利用した情報連携により情報照会を行うことで、対象者の把握を行う。</p> <p>(支給対象者：以下の全てを満たす世帯)</p> <p>①令和6年6月3日時点で行田市に住民登録がある世帯</p> <p>②世帯全員の令和6年度住民税が非課税の世帯</p> <p>③世帯全員が、住民税が課税されている方の扶養になっていない世帯</p> <p>④令和5年度の価格高騰重点支援給付金(7万円・8万円)の対象となっていない世帯</p>	事後	
令和6年8月22日	I-3法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法) 別表第一の101 行政手続における特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第73条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日号外法律第38号) 第10条 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」) 第9条第1項、別表の135 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 第10条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 第10条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付(令和6年デジタル庁告示第5号) 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月22日	I-4-②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法 別表第2の121 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の4 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第162条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報(令和6年デジタル庁、総務省告示第8号) 	事後	
令和6年8月22日	II-1対象人数	令和5年12月1日時点	令和6年6月3日時点	事後	
令和6年8月22日	II-2取扱者数	令和5年12月1日時点	令和6年6月3日時点	事後	